

令和8年3月13日（金）

#### 照会先

労働基準局 安全衛生部 労働衛生課  
課長 佐々木 孝治  
主任中央労働衛生専門官 長山 隆志  
中央労働衛生専門官 高松 達朗  
(代表番号) 03(5253)1111 (内線5498)  
(直通電話) 03(3502)6755

報道関係者各位

# 第77回全国労働衛生週間のスロージャンの募集について

厚生労働省では、多くの方に「労働衛生」についての意識を深めていただくために、毎年10月に行われている全国労働衛生週間のスロージャンを募集します。

全国労働衛生週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主催により、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、昭和25年から実施されており、本年で77回を迎えます。毎年、10月1日から10月7日までを本週間として実施しています。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間としています。

## 募集概要

### 1 応募資格

どなたでも応募できます。

## 2 作品内容

労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容とするものとして、以下の内容を踏まえたものを広く募集します。

- (1) 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や医師の面接指導等の実施のみならず、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組等メンタルヘルス対策の推進
- (3) 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり（健康や体力の状況を客観的に把握することや身体機能の維持向上への取り組み）の推進
- (4) 第三次産業（福祉施設等）及び陸上貨物運送事業における腰痛予防対策の取組の推進
- (5) 化学物質の危険性・有害性情報の伝達のためのラベル表示及びSDS（安全データシート）交付の促進、危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理の推進
- (6) 「治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）」の周知啓発を通じた事業場における治療と就業の両立支援の推進

本年度のスローガンについては、上記の状況も参考にさせていただき、ご応募くださいますようお願いいたします。なお、採用されたスローガンは、「全国労働衛生週間」期間中にポスター、垂れ幕等で本週間の推進のために活用いたします。

## 3 応募方法

電子メール又は郵送で次の宛先へお送り下さい。

### 電子メールによる場合

必要事項を記載の上、以下のメールアドレス宛て送付してください。

※必要事項については、「応募用紙」をご参照ください。

 [応募用紙 \[21KB\]](#)

## メールアドレス

eiseishukan\_atmark\_mhlw.go.jp

※「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

## 応募用紙又ははがきの郵送による応募

応募用紙に必要な事項を記載の上、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課業務第二係まで送付してください。

 [応募用紙 \[21KB\]](#)

## 送付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課業務第二係

## 4 募集期間

令和8年4月1日から同月30日まで当日消印有効

## 5 発表方法

採用者に通知するほか、広報誌等で発表します。

## 6 その他

(1) 応募作品は、未発表で自作のものに限ります。

なお、応募作品の著作権は主唱者に帰属します。

また、記載された個人情報については、スローガン募集の目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

(2) 応募作品は、電子メール、郵送ともに、1通につき1点とします。

[1] 作者名

[2] 連絡先（住所、電話番号）

[3] 勤務先又は学校名

[4] スローガンの趣旨、補足説明等（あれば）を明記してください。

(3) 採用作品については、一部修正して使用することもあります。

過去3年間のスローガン

令和7年度「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

令和6年度「推してまます みんな笑顔の 健康職場」

令和5年度「目指そうよ二刀流 ところとからだの健康職場」

※過去のスローガンは「[PDF](#) [過去の全国労働衛生週間スローガン \[91KB\]](#)」をご覧ください。

## 7 問い合わせ先

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課業務第二係

電話 03-5253-1111（内線5498）



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)